5月は消費者月間です

1987（昭和62）年、消費者保護基本法制定20周年を記念して、毎年5月が「消費者月間」と定められました。

近年、本市でも「訪問販売」や「電話勧誘販売」、「通信販売」などで、悪質な手口による契約トラブルの相談が多く寄せられています。

主な悪質商法

①点検商法

「無料点検します」と言って一方的に点検し、「屋根の瓦がずれていて危険だ」などと不安をあおり、工事契約の締結を迫ったり高額な商品を売り付けたりする手口。

②送り付け商法

頼んでもいない商品を送りつけ、受け取った以上支払わなければならないと勘違いさせ、代金を支払わせようとする手口。

③催眠商法（SF商法）

日用品の大安売りなどを名目に人を集め、会場内を異様な雰囲気に盛り上げ、冷静な判断ができない状態にして高額な商品を売り付ける手口。

④内職商法

「1日○時間の仕事で月収○万円」などと魅力のある内容の広告やダイレクトメールで内職を募集し、高額なマニュアルを売り付けたり、高額な会員登録料などを請求したりする手口。

「おかしいな」、「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。専門的な知識と経験を持つ相談員が、トラブルを解決するため、助言や情報の提供を行います。また相談者と事業者の間に入って、トラブルを解決するために仲介を行います。お困りの際は、市消費生活センター（☎（23）0808）へお問い合わせください。

出前講座のお知らせ

10人以上の団体、グループなどを対象に、消費生活に関する出前講座を開催しています。

※日程、内容などの詳細や申し込みは、左記の問合先までお問い合わせください。

令和8年度の消費者月間テーマ
「見えない仕組み～AI時代の消費力を高めるために～」

デジタル技術の利活用が進む中、安心してサービスを利用するためには、情報の仕組みや特性を正しく理解することが重要です。デジタル技術や情報提供の仕組みに関する基礎的な知識を身に付け、消費力を高めていきましょう。

問合先／本庁福祉政策課生活相談G

介護予防でポイントを貯めよう

本市では介護予防を目的に、対象の事業に参加して、集めたポイントを指定の協力店で利用することができる介護予防元気度アップ事業を行っています。

▼**参加型**＝地域貢献や社会参加によって介護予防に努めることを目的としています。

▼**高齢者支援型**＝高齢者を支援することを目的としています。

※高齢者支援型の申請には、本人確認が必要です。申請時に、支援内容についてヒアリングを行います。

	参加型	高齢者支援型
対象	市内に住民票がある65歳以上の方	市内に住民票がある40歳以上の方
元気度アップカードの配布場所	本庁2階介護保険課または各支所、甑島振興局、中央公民館、総合福祉会館、各地区コミュニティセンター	本庁2階介護保険課または各支所、甑島振興局で申請
備考	自由に受け取ることができます。	受け取りには、本人申請が必要です。

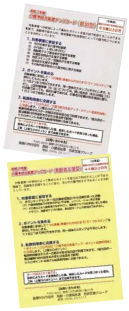

■ポイント転換利用券の受け取り方

令和7年度に貯めたスタンプの数に応じて、1ポイント100円の転換利用券を交付します。

申請期間 9月30日（水）まで

受付場所 本庁2階介護保険課または各支所、甑島振興局、各市民サービスセンター

※本庁は4月17日（金）まで、6階603会議室に特設会場を設置します。

転換利用券が使用できる協力店舗は約130店舗あります。協力事業所一覧は、転換利用券に転換する際に配布、または市ホームページをご確認ください。

※転換利用券の有効期限は、令和9年3月31日までです。

▲【募集中】介護予防元気度アップ事業協力機関（転換利用券が使えるお店）を募集します

■健診（検診）をしてポイントゲット！

令和7年度より、次の健診（検診）がポイント加算の対象となりました。カードと受診結果をお持ちの上、本庁2階介護保険課へお越しください。

①特定健診　②長寿健診
③一般健診　④歯周病検診
⑤お口元気歯ッピー健診

▲介護予防元気度アップ事業

問合先／本庁介護保険課

暮らしの中にあるジェンダー平等

ジェンダー平等は、私たちの毎日の暮らしの中にあるとても身近なテーマです。そして、性別に関係なく、誰もが自分らしく暮らしやすい社会を実現するために大切な考え方の一つでもあります。

今回は、「毎日を少し楽に、少し豊かにするためのヒント」として、あえて「男性編」と「女性編」に分け、性別によってよくある場面をジェンダー平等の視点で考えてみましょう。

ここに挙げる事例で、あなた自身が、当てはまるものはありませんか。

男性編

こんな考え方していませんか？

- 一家の大黒柱でなければならない
- 仕事を最優先にすることは当然
- 「男の子だから泣くな」などと性別で判断する　など

こうした考え方が気付かないうちに、自分自身を縛ってしまっている場合があります。

女性編

こんな経験ないですか？

- 仕事と家事、育児、介護との両立が大変
- 責任のある仕事を任せてもらえない
- 意見を言うと「強い人」と受け取られる
- 子育ても仕事も楽しめない　など

こうした状況は、個人の努力だけでは、解決しにくいことがあります。

そこで、どの立場にあっても不利になることなく、誰もが同じスタートラインに立てるようにするジェンダー平等の考え方が広まると、次のようなことが期待されます。

- 長時間労働や仕事中心でない働き方が選べる
- 子育てや家事に関わりたいという思いを大切にできる
- 「こうあるべき」にとらわれない
- 自分も子どもも可能性を広げていける　など

- 働き続けることも、働き方を変えることも尊重される
- キャリアアップに挑戦できる
- 支え合うことが自然な職場や社会になる
- 家庭も仕事も、どちらも大切にできる　など

自分らしく暮らしやすい社会の実現

無意識の思い込みにとらわれず、無理をしてきた役割から自分らしい生き方を選べる

性別で役割を決め付けられるなど社会の仕組みの問題点に気付き、社会全体が見直される

私たちは人生の中で、さまざまな役割を担いながら生活しています。一人一人が考えることで、会社や地域、家庭など身近な場面で、これまで当たり前だと思っていた仕組みを見直すきっかけにもなります。

ぜひ皆さんも、周りの人とジェンダー平等の考え方を共有してみましょう。

問合先／本庁コミュニティ課ダイバーシティ・市民活動G